

これから就学支援金を申請する方々へ

令和5年3月25日以降

神奈川県版

高等学校等就学支援金の手続には オンライン申請が便利です！

申請しない場合も、4月12日（水）までに、必ず「ログイン」「意向ご登録」ください。
（全員手続きが必要です。申請しない方は手順2、申請する方は手順6まで完了してください。）



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ マイナンバーカードがあれば、**審査期間を短縮**できます



申請は[こちら](#)から



申請手順【**〆切 4月12日（水）**】

1 ログイン

学校から配布される
ID・パスワードを入力します。

2 意向登録

支給を希望するかないかを
選択します。（希望しない方はここまで）

3 生徒情報の 確認

学校で登録された情報から
変更がないか確認します。

4 保護者情報の 入力

審査対象の保護者を確認し、
氏名や生年月日等を入力します。

5 収入状況 の登録

審査に必要な課税地情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6 提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (5.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票を持っている場合

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号12桁の数字を正確に入力**します。

◎個人番号を入力する

？ 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 必須

123456789012

正確に入力してください！

間違えた場合は課税証明書を学校に提出します。

都道府県

提出後、都道府県担当者がマイナンバーで課税情報等を確認し、登録します

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額<課税標準額>	600,000円
市町村長税調整控除額	1,237,000円
所得割額<道府県税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
市町村民税均等割額	45,000円
配偶者控除等	-
本人課税区分	

II Iが難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

☑ 留意事項

✓ **保護者全員の個人番号（マイナンバー）の入力が必要です！**
「配偶者控除」を受けている保護者についても入力が必要です。
ひとり親の場合以外は省略できません。

✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。

- ・ 申請者向け利用マニュアル（本紙）
- ・ よくあるFAQ（2月下旬掲載予定）
- ・ オンライン申請の説明動画（学校HP「在校生・保護者の皆様へ」に掲載しています。）



[文部科学省HP](#)

✓ 書面での申請を希望する場合は、学校の案内に従ってください。

✓ 問合せ先 藤嶺学園藤沢高等学校 事務室 佐藤

電話 0466-23-3150

E-mail jimu@tohrei-fujisawa.ed.jp

オンライン申請手引き【申請〆切4月12日】

1 用意するもの

- ①スマホ又はパソコン
- ②ログインID通知書
(本日配達)

オンライン申請はインターネット環境で行います。

スマホの場合
QRコード



パソコンの場合
URL

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

2 オンライン申請の手順

オンライン申請は、次の3つの手順で行います。

手順1

ログイン

○入力する内容

- ・ログインID
- ・パスワード

← 本日配達

手順2

意向登録

申請をする？
しない？

○選択する内容

- ・確認事項(3箇所)
- ・意向確認(選択)

手順3

認定申請

保護者
氏名等登録

○入力・選択する内容

- ・郵便番号、住所
- ・在学期間、休学期間
- ・在学期間、休学期間 ※
- ・親権者(両親)等の名前、
生年月日、課税地

手続完了！！

※前籍校がある場合

手順1

ログイン

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

ログイン

高等学校等就学支援金 ログインID通知書

ログインID	12345678
パスワード	Abc123def

1

2

本日配付の「ログインID通知書」から「ログインID」、「パスワード」を入力してください。

ログインID

学校から配布された「ログインID通知書」のログインIDを入力してください。

パスワード

パスワードを入力してください。

パスワードを表示する

言語(Language)

日本語

◆対応言語
日本語
英語 (English)

利用する言語を選択してください。(Please select your language.)

3 ログイン

- 1 「ログインID」を入力
- 2 「パスワード」を入力
- 3 「ログイン」ボタンを押す

手順2

意向登録

各種申請

当年度の就学支援金はこちらからお申し込みいただけます。

申請の意向登録画面に進みます。

1

申請名

申請説明

意向登録

高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。

認定申請

高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

保護者等情報変更届出

高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。

- 1 「意向登録」ボタンを押す



✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 **必須**

2

- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。
- 高等学校等就学支援金制度に対する理解に不安があるときは、必ず受給資格認定を4月中の学校が定める期限までに申請して下さい。5月以降学校へ受給資格認定申請のあったときは、受給資格認定申請のあった月からの支給となり、遡って受給することはできません。

② 「確認事項」を確認のうえ、3つともする

✓ 意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

申請する

- 高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、個人番号カードの写し等を提出いたします。

? 認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。

申請しない

- 所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、4月に受給資格認定申請書を提出しません。

? 通知はありません。

4

[← マイページに戻る](#)

[入力内容確認](#)

③ 「申請する」または「申請しない」を選択する

④ 「入力内容確認」(オレンジ色になる)ボタンを押す

意向登録確認



登録内容

高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、個人番号を提出いたします。

◀ 意向登録に戻る

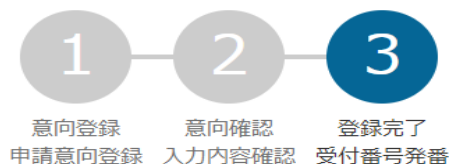
5

本内容で登録する

押すと登録画面に戻ることはできません。
「申請する」「申請しない」の登録を誤った場合は、学校の事務室までご連絡ください。

⑤ 内容を確認し、「本内容で登録する」ボタンを押す

意向登録結果



以下の内容で登録されました。

意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。

意向なしの場合、以上で登録完了となります。

受付番号	申請内容
R-21-008-03-0001-0001	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、個人番号を提出いたします。

◀ マイページに戻る

6

続けて受給資格認定申請を行う ▶

⑥ 「続けて受給資格認定申請を行う」ボタンを押す

手順3

認定申請

生徒情報

氏名	支援 太郎	1
ふりがな	しえん たろう	
生年月日 <small>必須</small>	2021年12月28日	2
郵便番号 <small>半角 必須</small>	100-8959	
住所(都道府県) <small>必須</small>	東京都	
(市区町村) <small>全角 必須</small>	千代田区	
(町名・番地) <small>全角 必須</small>	霞ヶ関11111	
(建物名・部屋番号) <small>全角</small>	(例) ○○○マンション○○○号室	
メールアドレス <small>半角</small>	manual@mext.go.jp	

① 確認する

② 入力する

◆生徒自宅情報

- ・郵便番号
- ・住所(都道府県)
- ・住所(市区町村)
- ・住所(町名・番地)
- ・(建物名・部屋番号)
- ・メールアドレス

3 学校情報入力

③ 「学校情報入力」ボタンを押す

高等学校等の在学期間について 高等学校等の在学期間についての注意

現在通っている高等学校等の在学期間について

学校の名称	茨城県立○○高等学校
在学期間 <small>必須</small>	2023年04月01日 ~ 現在
うち支給停止期間 <small>必須</small>	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
学校の種類・課程・学科	市町村立 高等学校 (定時制)

「2023年4月1日」
※動かさないでください。

「なし」
※動かさないでください。

過去に別の高等学校等に在学していた期間について 下記(※)参照

4 保護者等情報入力

④ 「保護者等情報入力」ボタンを押す

※過去に別の高等学校等に在学していた場合、「開く」から入力画面へ移行し、学校名・在学期間等を入力してください。
入力方法等不明な場合は、学校の事務室までご連絡ください。



収入状況の提出が必要な方を確認するために以下の質問について該当するものを選択してください。

Q1. 親権者はいますか。

5 親権者はいます。

- 以下に該当する場合は、
 - ①両親がいる場合
 - ②親権者が1人の場合 等

※ 親権者はいるが、生徒の学費等の負担をしていない場合は、学校の事務室までお問い合わせ願います。

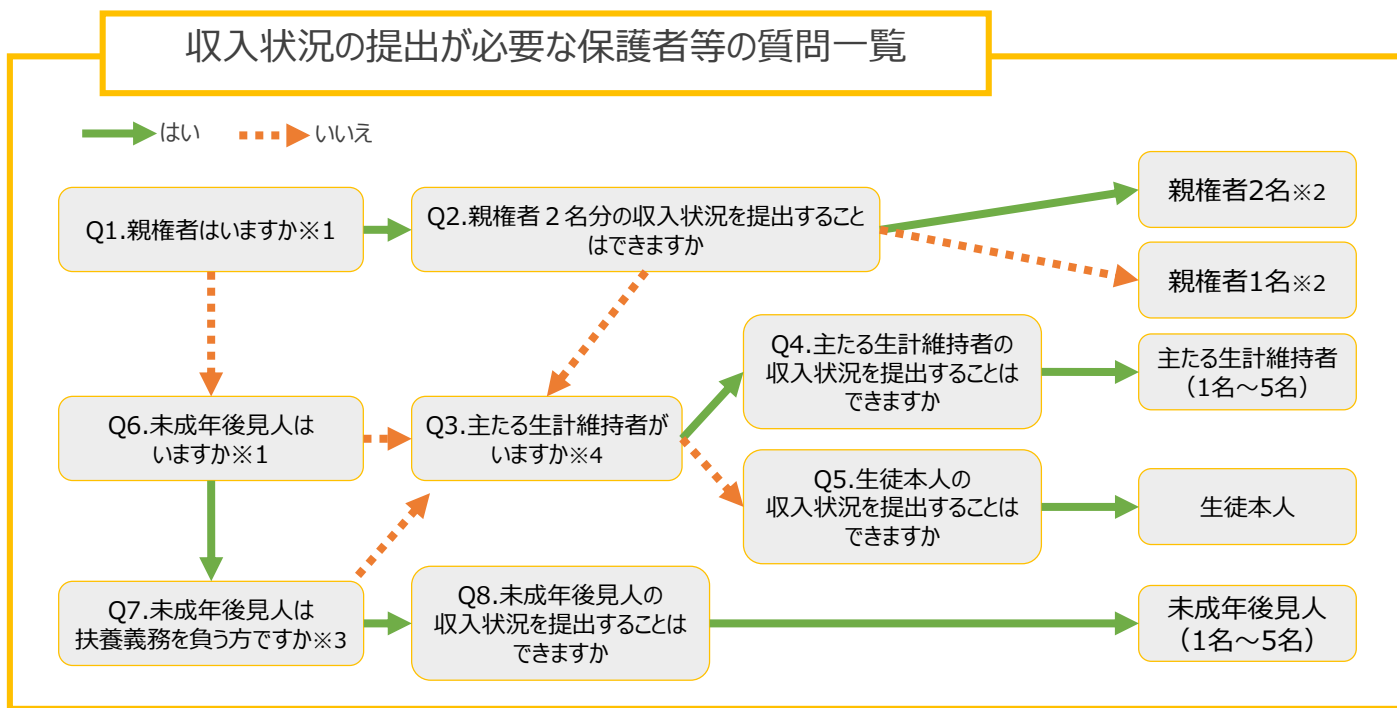
親権者はいません。

- 以下に該当する場合は、
 - ①未成年後見人が選任されている場合
 - ②親権者又は未成年後見人が存在しない場合
 - ③成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
 - ④親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

・親権者2人(父母)
 ・親権者1人(父または母)
 ・父母がいなく(祖父、祖母、叔父、叔母、兄、姉等)が生徒の学費等を負担している場合

⑤ 「親権者」の有無を選択する

◆各質問に回答すると、下図の流れに沿って次の質問が表示されます



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。
 ※2 次の場合、該当する親権者の収入状況の提出は必要ありません。
 ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
 詳細は、学校に御相談ください。
 ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
 ※4 親権者・未成年後見人が存在せず、生徒の生計をその収入により維持している者がいる場合に「はい」を選択します。

親権者(同親) 2 名分の収入状況を提出します。

6 保護者等情報 (1人目)

個人情報
 姓<漢字> (例) 支援 名<漢字> (例) 太郎
 姓<ふりがな> (例) しえん 名<ふりがな> (例) たろう
 生年月日 (例) 1980年0 電話番号 (例) 123-4567-85
 メールアドレス (例) sample@mei 生徒との続柄 (例) 父、母

8 収入状況提出方法
 個人番号を入力する
 ↑「個人番号を入力する」を選択します

都道府県 --選択してください--
 市区町村 --選択してください--

日本国内に住所を有していない。

保護者等情報 (2人目)

個人情報
 姓<漢字> (例) 支援 名<漢字> (例) 太郎
 姓<ふりがな> (例) しえん 名<ふりがな> (例) たろう
 生年月日 (例) 1980年0 電話番号 (例) 123-4567-85
 メールアドレス (例) sample@mei 生徒との続柄 (例) 父、母

収入状況提出方法
 個人番号カードを使用して課税情報を提出する
 個人番号を入力する
 システム外で個人番号カードの写し等を提出する

都道府県 --選択してください--
 市区町村 --選択してください--

日本国内に住所を有していない。

親権者2人目は
こちらに入力して
ください。

2022.1.1現在の住民票所在地を入力
(2022.1.1以降転居した場合は注意!!)

※海外居住で住民税課税されていない場合にする。

< 認定申請登録 (学校情報) に戻る

II 入力内容確認 (一時保存)

- 6** 保護者等の姓名、生年月日、続柄等を入力
 - 7** 課税地を入力(2022.1.1現在の住民票所在地)
 - 8** 次の3つのうち、2つめの「**個人番号を入力する**」を選択
- ➡選択しマイナンバーを入力し「入力内容確認(一時保存)」ボタンを押す。➡8ページへ
- ✖ 「個人番号カードを使用して課税情報を提出する」は選択しないでください。
 - ✖ 「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」は選択しないでください。
- ◎親権者2人目がいる場合は、右側を同様に入力する

個人番号を入力する場合の手順は以下のとおりです。

認定申請登録（保護者等情報）画面

1 個人番号を入力する

? 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 **必須**

(例) 1234 5678 9012

I 本人確認用画像 **必須**

? 生徒本人のⅠ個人番号、Ⅱ氏名、Ⅲ生年月日又は住所が記載されている書類を画像で添付してください。
(例：個人番号カード、個人番号が記載された住民票)

添付できるファイルには、以下の制限があります。

- ・1ファイルで添付してください。
- ・サイズは3MB以下としてください
- ・形式は、JPEG形式(拡張子.jpeg, jpg)又はPDF形式としてください

ファイル名

選択されていません

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

? 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

2 課税地情報 **必須**

? 上記保護者等その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合には、Ⅲにチェックを付けてください。

都道府県

--選択してください--

市区町村

--選択してください--

III 日本国内に住所を有していない。

←マイナンバーを入力する欄が出ますので、

12桁の数字を正確に入力してください。

先に進む前に正しく入力できているか**再確認してください。**

間違えた場合は課税証明書を学校に提出することになってしまいます。

[← 認定申請登録（学校情報）に戻る](#)

3

入力内容確認
(一時保存)

手順

- 1 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- 2 課税地を選択します。
- 3 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

補足

- I** **保護者等の個人番号**を入力した場合は画像のアップロードは**不要です**。**生徒本人の個人番号**を入力した場合**のみ**表示されます。
- II** 課税地は**2022年の1月1日現在の住民票**の届出住所となります。**(2022年1月1日以降転居した場合は注意!)**
- III** 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。



9

申請情報	
申請日	
生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	轟ヶ間11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp
学校情報	
現在通っている高等学校等の在学期間について	
学校の名称	茨城県立〇〇高等学校
在学期間	2023年04月01日 ～ 現在
うち支給停止期間	
学校の種類・課程・学科	市町村立 高等学校 (定時制)

✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、口にチェックをつけてください。 必須

10

- 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。
? メールアドレスの利用目的および注意事項
- 本申請の個人番号及び本人確認画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。
- 本申請内容は、事実に相違ありません。
- 本申請に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給を不正に受領した場合は、懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあります。

メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報を入力した場合のみ表示されます。

前の画面の入力内容を修正する場合、「認定申請登録(保護者等情報)に戻る」をクリックします。

← 認定申請登録 (保護者等情報) に戻る

本内容で申請する **11**

- 9 生徒情報、学校情報、保護者等情報が正しいことを確認する
- 10 内容を確認し、全てチェックする
- 11 「本内容で申請する」ボタンを押す

認定申請登録結果

12



本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号

R-23-008-03-0001-0001

[マイページに戻る](#)

12 申請の登録結果が表示されます。

補足

審査結果については、後日、学校から通知が届きます。

以上で受給資格認定申請は完了です。
お疲れさまでした。



認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2023年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2023年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示

・「表示」を押すと、申請した内容、審査状況等の詳細を見ることができます。

・登録画面に戻ることはできません。登録内容に誤りを見つけた場合は、学校事務室までご連絡ください。



私立高等学校等

学費支援

年収700万円未満の世帯まで
授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

多子世帯で年収800万円未満の世帯まで
授業料が実質無償化 **最大 456,000円**

※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

非課税世帯まで
入学金が実質無償化 **最大 210,000円**

返還不要。申請をお忘れなく。



高等学校等
就学支援金



学費補助金



神奈川県
高校生等
奨学給付金

年収に関わらず、リーフレットの内容を
よく、ご確認ください。

お申込みは高校入学後！

発行/お問合せ | 神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話:045-210-3793(直通) 受付時間:平日 8:30~12:00、13:00~17:15
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>



所得区分の確認方法

A 年収に関わらず、全員確認してください

手元に「住民税に基づく基準額」がわかるものをご用意ください。

〈マイナンバーカードをお持ちの方〉

マイナポータル「わたしの情報」で
確認してください。

〈マイナンバーカードをお持ちでない方〉

課税証明書(市町村で発行)・納税通知書の
いずれかをご用意ください。
※ 課税証明書は「調整控除の額を記載」する形で申請してください。

1 市町村民税の「課税標準額(課税所得額)」と「調整控除の額」を確認します。

1. 課税標準額(課税所得額)の確認方法

課税証明書 記載例1

課税標準額	
総所得	〇〇〇〇〇〇円
上記以外の課税所得金額	〇〇〇〇〇〇円

※総所得以外の欄に金額がある場合は、その金額の合計額を計算に使用します。

課税証明書 記載例2

課税標準額	〇〇〇〇〇〇円
-------	---------

point! 市町村により様式が異なります。課税標準額が摘要欄や欄外に記載されることもあります。

参考【特別徴収税額通知書の場合】

※特別徴収税額通知書では「調整控除の額」が確認できません。課税証明書又はマイナポータルで確認してください。

特別徴収税額通知書 記載例

課税標準		全項目の合計額が「課税標準額」
総所得③	〇〇〇〇〇〇円	
山林所得	〇〇〇〇〇〇円	
分離短期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
分離長期譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
株式等の譲渡	〇〇〇〇〇〇円	
上場株式等の配当金	〇〇〇〇〇〇円	
先物取引	〇〇〇〇〇〇円	

2. 調整控除の額の確認方法

point! 市町村によっては、申出がある場合にのみ記載するところもあるので、「調整控除の額」を記載して発行するように申請してください。摘要欄、備考欄等に記載されることがあります。

2 1で確認した課税標準額、調整控除の額を用いて以下の計算をします。

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

(政令市の場合は調整控除の額に3/4を乗じます。)

計算結果が「304,200円」未満ですか？

はい

いいえ 対象外です

※生徒が早生まれの場合はP2「①高等学校等就学支援金」をご確認ください。

3 生徒・保護者等とともに神奈川県在住、かつ生徒は県内の私立高等学校等に在学していますか？

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

4 2の計算結果が227,100円未満ですか？

はい

いいえ

4 15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯ですか？

はい

はい

いいえ ①「高等学校等就学支援金」の対象です

①「高等学校等就学支援金」 ②「学費補助金」の対象です。

補助額は2の計算結果によって異なります。詳しくは各制度の説明ページをご覧ください。

B 生活保護世帯・住民税非課税世帯になりそうな方は確認してください

1 「県民税・市町村民税所得割の合計額」を確認します。

保護者等の「県民税・市町村民税所得割の合計額」が0円、または、生活保護世帯ですか？

はい

いいえ ③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象外です

2 保護者等は神奈川県在住ですか？

はい

いいえ お住まいの都道府県にお問合せください

③「神奈川県高校生等奨学給付金」の対象です。

各制度の補助額

年収は目安です。審査の際は所得区分（住民税に基づく基準額を用いた計算の結果）で判断されます。所得区分の確認方法は4ページをご覧ください。

年 収 目 安	モデル世帯	授業料補助		入学金補助	授業料 入学金
		1 高等学校等就学支援金(国)	2 学費補助金(県)	2 学費補助金(県)	
生活保護～ 住民税非課税世帯		396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 210,000円	→ 授業料 456,000円 入学金 210,000円
270万円～ 590万円未満		396,000円 (通信制 297,000円)	+ 60,000円 (通信制 159,000円)	+ 100,000円	→ 授業料 456,000円 入学金 100,000円
590万円～ 700万円未満		118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	→ 授業料 456,000円 入学金 100,000円
700万円～ 750万円未満		118,800円	+ 74,400円	+ 100,000円	→ 授業料 193,200円 入学金 100,000円
	多子世帯	118,800円	+ 337,200円	+ 100,000円	→ 授業料 456,000円 入学金 100,000円
750万円～ 800万円未満		118,800円			→ 授業料 118,800円
	多子世帯	118,800円	+ 337,200円		→ 授業料 456,000円
800万円～ 910万円未満		118,800円			→ 授業料 118,800円
	多子世帯	118,800円	+ 74,400円		→ 授業料 193,200円

※モデル世帯…両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯
 ※多子世帯…15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯

授業料補助額や、入学金補助額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

高等学校等就学支援金 396,000円	学費補助金 44,000円
	16,000円 ← 支給されません
学校の授業料 440,000円	↑ 支給される額

イメージ (例: 590万円未満の世帯の場合) **授業料 < 支援金 + 補助金**

高等学校等の所在地によって申請できる制度が異なります。

住 所	高校等所在地 ※1	1 高等学校等就学支援金	2 学費補助金(県) ※2
[生徒・保護者等ともに] 県内在住 ※3	県内設置	○	○
	県外設置	○	×

※1 通信制の場合は本母校の所在地で判断します。
 ※2 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
 ※3 単身赴任の場合には、対象とならない場合があります。詳細はお問い合わせください。



「高等学校等就学支援金」

● 国の制度 ○ 返済不要

お申込み

新1年生	2・3年生
4月/6月頃(2回)	6月頃

① 高等学校等就学支援金		
年収の目安	所得区分 令和5年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)
生活保護	(令和5年1月1日時点で生活保護)	396,000円 (通信制297,000円)
非課税～ 590万円未満	154,500円未満	
590万円～ 910万円未満	304,200円未満	118,800円

私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

- ▶ 私立高等学校等に通う生徒が対象となります。県外の私立高等学校等に通う場合は、その都道府県に申請します。
- ▶ やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります。

※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。
令和5年4月～6月分の授業料補助については、令和4年度の税額で判定します。

生徒が早生まれの場合

生徒の生年月日が以下の表に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

計算方法

- ① (市町村民税の課税標準額－33万円) × 6%－市町村民税の調整控除の額
- ② (市町村民税の課税標準額) × 6%－市町村民税の調整控除の額

生徒の生年月日	① を使う期間
平成18年1月2日～4月1日	令和5年4月分～令和5年6月分(3か月分)
平成19年1月2日～4月1日	令和5年7月分～令和6年6月分(12か月分)



「学費補助金」

● 県の制度 ○ 返済不要

お申込み

全年
6月頃

② 学費補助金			
年収の目安	所得区分 令和5年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	授業料補助 (年額)	入学金補助 (入学年度の1回のみ)
生活保護	令和5年1月1日時点で生活保護		210,000円 (上限額)
非課税	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円 ※2	60,000円 (通信制159,000円)	100,000円 (上限額)
270万円～ 590万円未満	154,500円未満		
590万円～ 700万円未満	203,100円未満	337,200円	
700万円～ 750万円未満	227,100円未満	74,400円	
多子世帯 ※3	227,100円未満	337,200円	
750万円～ 800万円未満	251,100円未満	対象外	対象外
多子世帯 ※3	251,100円未満	337,200円	
800万円～ 910万円未満	304,200円未満	対象外	
多子世帯 ※3	304,200円未満	74,400円	

私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。

- ▶ 生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置(通信制の場合、本母校が県内設置)の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。
- ▶ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。
- ▶ 対象校は県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/index.html>



※1 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。年収はあくまで目安です。
生徒の生年月日が「平成19年1月2日～4月1日」の場合は「①高等学校等就学支援金」の「生徒が早生まれの場合」の「計算方法①」のとおり計算します。
※2 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」では判定しません。
※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

非課税世帯、生活保護（生業扶助）受給世帯が対象です。



3

「神奈川県高校生等奨学給付金」

● 県の制度 ○ 返済不要

神奈川県にお住まいの高校生等の保護者等に対して、授業料以外の教育費負担を軽減する制度です。（県外の高等学校等に通う場合も申請できます。）

次の①～③すべてに該当する世帯が対象です。

- ①保護者等が神奈川県に在住
- ②生徒等が令和5年7月1日現在、私立高等学校等に在学
- ③「生活保護（生業扶助）を受けている世帯」又は
「保護者等全員の令和5年度の県民税・市町村民税所得割額の合計額が0円（非課税）の世帯」

- ▶ 家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付もあります。
- ▶ 新入生に対し、一部の金額を給付する制度（一部前倒し給付）があります。（申請は4月以降）

③ 神奈川県高校生等奨学給付金

③ 神奈川県高校生等奨学給付金			
(令和5年7月1日時点で生活保護の生業扶助を受けている)			52,600円
令和5年度の県民税・市民税所得割額が0円(非課税)	全日制・定時制の学校	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第1子、またはいない	137,600円
		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる第2子以降	152,000円
	通信制・専攻科の学校		52,100円

申請の方法

①

高等学校等
就学支援金

高校等に入学後、学校を通じて申請します。

※申請の具体的な方法は、学校を通じてご案内します。

- 申請後、高校等や神奈川県での審査を経て、高等学校等就学支援金や学費補助金が学校へ交付されます。
- 学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料と相殺します。
学校によっては、いったん授業料を納め、後日補助金等を返還する場合がありますので、詳細は学校に直接お問い合わせください。

②

学費補助金

③

神奈川県
高校生等
奨学給付金県内
の学校

- ▶ 申請書は学校が配付。 ▶ 申請書に記入し、添付書類とともに学校へ提出。
〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

県外
の学校

- ▶ 申請書は申請者自身が県のホームページから取得。（令和5年6月下旬以降更新予定）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuuuhukinn.html>
- ▶ 申請書に記入し、在籍する学校に提出。
- ▶ 学校は、学校使用欄（申請書裏面）に記載・押印ののち申請者に返還。
- ▶ 申請者自身が添付書類とともに県へ直接郵送。

〈申請者が指定した振込口座に、県から直接振り込みます〉

申請書HP▶





そのほか、貸付制度のご案内

学費支援を必要としている方に対し、貸付の制度も数多くあります。無利子と有利子の制度があります。それぞれ、応募資格や支給額等が異なりますので、詳しくは各お問合せ先に、ご確認ください。

無利子の制度

「神奈川県高等学校奨学金」

各学校の奨学金担当者、または
神奈川県教育委員会財務課 TEL:045-210-8251

制度内容

学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に
奨学金の貸付けを行う制度

貸付対象

- 県内に在住し、県内の高等学校等*に在学する者
*(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部)
- 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の
高等課程に在学する者

応募要件

- 保護者*の年収の合計が約910万円未満程度である者
*(同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人)

貸付内容(私立)

貸付額

- ▶ 新1年生：月額1万円、2万円、3万円、4万円、5万円から選択
- ▶ 2年生以上：月額1万円、2万円、3万円、4万円から選択
(2年生以上で、4万円では学資が不足する場合、月額に1万円の
加算をする制度があります)

貸付方法

- ①7月下旬(4～9月分) ②10月下旬(10～12月分) ③1月下旬(1
～3月分)に本人が指定した金融機関口座に振込みます

返還方法

開始：卒業後6か月経過した後から

返還期間：貸付期間の4倍以内の期間

猶予：進学した場合等に申請により返還猶予が可能。

免除：一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることが
あります。

申込手続

募集案内、願書等の入手方法：学校で担任の先生などから。または
神奈川県教育委員会のホームページからダウンロード。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

- 連帯保証人が原則2人必要(保護者1人と別生計の者1人)。
※借用証書とともに連帯保証人の印鑑登録証明書を提出。
- 定期採用の募集は4月です。各学校が定める期限までにお申
込みください。
- 年度途中で奨学金の貸付けが必要になった場合は、随時受
付を行います。

「交通遺児育英会奨学金」

公益財団法人 交通遺児育英会
TEL:0120-521286 (フリーダイヤル)
<https://www.kotsuiji.com/>

制度内容

経済的に修学が困難な生徒のための貸付け

貸付対象

- 保護者等が道路における交通事故で死亡したり、
著しい後遺障害で働けない場合

「母子父子寡婦福祉資金」

(修学資金、就学支度資金等) ※一部有利子

市にお住まいの方 ▶ 各市役所(福祉事務所)

町村にお住まいの方 ▶ 県の各保健福祉事務所

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/hitorioya-support/fukushishikin/>

制度内容

扶養している児童や子の修学等に当たって経済的に援助を必要としている方に対し、福祉資金の貸付けを行う
制度

貸付対象

- 母子家庭、父子家庭、寡婦家庭

「生活福祉資金」(教育支援資金) ※一部有利子

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

TEL:045-534-6082

http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kyoiku.html

制度内容

高等学校等への進学や通学に必要な経費を貸付

貸付対象

- 金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等

有利子の制度

「国の教育ローン」

日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター TEL:0570-008656 または TEL:03-5321-8656

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

制度内容 入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資

①「高等学校等就学支援金」、③「神奈川県高校生等奨学給付金」、上記の「神奈川県高等学校奨学金」は、
公立高等学校にも同様の制度があります。



私たち一人ひとりの行動が、未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

Kanagawa committed to SDGs

